

いじめ防止へ 方針を初改定

県教委

発達障害児ら支援

県教育委員会は23日、県庁で開いた会合でいじめ防止基本方針の改定案を了承し、2014年の策定以来初となる改定が決まった。国の基本

方針改定に沿い、発達障害や外国籍、性同一性障害などに配慮が必要な子どもを日常的に支援するとしている。10日のいじめ問題対策連絡

協議会の会合で県教委事務局が示した改定案は、いじめに関する情報を特定の教職員が抱え込み、校長やスクールカウンセラーらでつくる学校いじめ対策組織に報告しないことは「法に違反しうる」と明記していたが、この目示した改定案からは削除され、説明もなかった。県義務教育課は「法に違反しうることは周知済みで、方針に記さなくても現場の教員は分かっていると判断した」としている。

10日の会合では県中学校長会から「法に違反しうる」との文言が入ると現場としては非常にプレッシャーになり厳しい」との声が上がっていた。国の基本方針は文言を明記している。

改定内容はほかに▽いじめ防止に向けた取り組みの達成目標を学校ごとに設定▽けんかやふざけ合いも、その背景や子どもの感じ方に着目していじめかどうかを判断するなど。県教育委員からは「SNS（会員制交流サイト）を使いたいじめはなかなか表面化しない。インターネットによる『見えないいじめ』の対策に積極的に取り組んでほしい」との意見が出た。

2017年度の問題行動・不登校調査結果によると、県内のいじめ認知件数は1247件で前年度から214件増えた。いじめの解消率は83・1%で3・4%下がり、全国平均に比べ2・7%低かった。（小林真也）